

○経済産業省令第六十六号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、一般高压ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月六日

経済産業大臣 梶山 弘志

一般高压ガス保安規則の一部を改正する省令

一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）</p> <p>第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のもの限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。</p> <p>一 十八 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）</p>	<p>（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）</p> <p>第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下第十一条及び第十二条の二を除き同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。</p> <p>一 十八 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>〔新設〕</p>

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号及び第三十八号から第四十二号まで、前条第一項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十八号まで並びに前条第二項第六号、第十号から第二十三号まで、第二十五号、第三十三号へ、第三十五号及び第三十七号の基準に適合すること。

二 圧縮水素スタンドの運転中において、当該圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備を備えた事務所等（以下「監視所」という。）を設けること。また、当該監視所は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第六条第一項第五号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十八号、前条第二項第六号、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号並びに本項第三号の

規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。

ロ 第六条第一項第五号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第六号、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発生する措置を講ずること。

ハ 第六条第一項第五号、第二十五号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第三号から第五号まで、第十七号、第十八号並びに前条第二項第六号、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。

ニ 圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為を監視により確認できる措置を講ずること。

ホ 顧客に対し必要な指示を行うための措置を講ずること。

ヘ 製造施設が危険な状態になったときに、必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置を講ずること。

三 通信の遮断により、前号イからハまでのいずれかの機能が失われたときは、製造設備の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。

四 デイスペンサーの周囲の地盤面には、充填する車両の充填口を考慮した当該車両の停止位置を表示すること。

五 デイスペンサーには、見やすい箇所に当該デイスペンサーの操作方法を表示すること。

六 デイスペンサーには、人体に蓄積された静電気を除去する措置を講ずること。

七 充填用のノズルには、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置を講ずること。

八 充填用のノズルは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を供給している間は当該燃料装置用容器から外れない構造とすること。

九 充填用のノズルには、凍結しないための措置を講ずること。

十 デイスペンサーには、誤発進を防止するため、充填が終了した後に、顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置を講ずること。

2 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号、前条第一項第一号の二から第一号の四まで、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二から第三十七号まで並びに前項第三号から第十号までの基準に適合すること。

二 監視所は、前項第二号二からへまでに掲げる基準のほか、

次に掲げる基準に適合すること。

イ 第六条第一項第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十三号及び第三十五号並びに前項第三号の規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。

ロ 第六条第一項第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。

ハ 第六条第一項第二十五号及び第三十二号、前条第一項第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号イ、ハ、又及びル、第四号から第六号まで並びに第八号並びに前条第三項第三号第四号、第六号並びに第七号の基準に適合すること。

二 第六条第二項第四号の規定により行う点検は、直接目視により行うこと。

三 圧縮水素スタンドの運転中は、監視所において圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと。

四 圧縮水素スタンドの運転を管理する電子計算機は、当該圧縮水素スタンドに危険が生じるおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保すること。

（移動式製造設備に係る技術上の基準）

第八条 「略」

2 「略」

3 製造設備が移動式製造設備（第六条の二第二項の規定に適合するコールド・エバポレータ又は第七条の三第二項、前条第二項、第十一条第一項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。）若しくは第十二条の二第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化ガスを充填するものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 「略」

（移動式製造設備に係る技術上の基準）

第八条 「略」

2 「略」

3 製造設備が移動式製造設備（第六条の二第二項の規定に適合するコールド・エバポレータ又は前条第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化ガスを充填するものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 「略」

4 「略」

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 「略」

2 「略」

一 「略」

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ〜ニ 「略」

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内、第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号(第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。)及び第十二条の二第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内、液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内、コンビナート等保安規則第六条の規定に基づき設置された特定液化石油ガススタンド内、同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離(製造

4 「略」

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 「略」

2 「略」

一 「略」

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ〜ニ 「略」

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内、第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内又は液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ [略]

三〇五 [略]

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 [略]

一〇十六 [略]

十七 [略]

イ [略]

ロ [略]

(イ) 質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

(ロ) 質量千キログラム以上の毒性ガス

(ハ) 第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一

項第五号(第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。)及び第十二条の二第二項の圧縮水素スタンド並び

にコンビナート等保安規則第七条の三第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

ハ [略]

一八〇二十二 [略]

2 [略]

(保安統括者の選任等)

へ [略]

三〇五 [略]

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 [略]

一〇十六 [略]

十七 [略]

イ [略]

ロ [略]

(イ) 質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

(ロ) 質量千キログラム以上の毒性ガス

(ハ) 第七条の三第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

ハ [略]

一八〇二十二 [略]

2 [略]

(保安統括者の選任等)

第六十四条 [略]

2 [略]

一〇四 [略]

五 処理能力が二十五立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。）により、圧縮水素を製造する者であつて、次のいずれか（第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限る。）に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ〇ハ [略]

3

[略]

（保安検査の方法）

第八十二条 [略]

2 [略]

一〇三 [略]

四 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号へ及び又に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水

第六十四条 [略]

2 [略]

一〇四 [略]

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ〇ハ [略]

3

[略]

（保安検査の方法）

第八十二条 [略]

2 [略]

一〇三 [略]

四 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号へ及び又に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水

素スタンド（第七条の三第一項第十四号及び第十六号（第七条の四第一項第一号において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項第十八号（同条第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに第七条の三第二項第三十号及び第三十四号（第七条の四第二項第一号において準用する場合を含む。）に掲げる基準（液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。）並びに第七条の四第一項第二号イ、ロ及びハ並びに同号ニ、ホ及びヘ（同条第二項第二号において準用する場合を含む。）並びに同条第一項第三号から第十号まで（同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに同項第二号イ、ロ及びハに掲げる基準に係るものに限る。）、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1～4 [略]	[略]
5 製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	[略]

素スタンド（第七条の三第一項第十四号、第十六号及び第十八号（第七条の三第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに同条第二項第三十号及び第三十四号に掲げる基準（液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。）に係るものに限る。）、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1～4 [略]	[略]
5 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	[略]

一 六十三 〔略〕
5の2 製造設備が
第七条の四第一項
の圧縮水素スタン
ドである製造施設
の場合
一 第七条の四第
一項第一号で準
用する第六条第
一項各号の検査
項目のうち、第
一項第一号、第
二号、第五号か
ら第二十号まで
、第二十二号、
第二十三号、第
二十五号から第
二十八号まで、
第三十三号及び
第三十八号から
第四十九号まで
に掲げるもの
二 第七条の四第
一項第一号で準
用する第七条の

一 六十三 〔略〕
一 第一項第一号、第二号、第五号
から第二十号まで、第二十二号、
第二十三号、第二十五号から第二
十八号まで、第三十三号及び第三
十八号から第四十九号までに掲げ
る完成検査の方法により検査を行
う。
二 前項第一号の二から第七号まで
及び第九号から第十六号の六まで
に掲げる完成検査の方法により検

一 六十三 〔略〕
〔新設〕

一 六十三 〔略〕
〔新設〕

三 第一項各号の検査項目のうち、前項第一号の二から第七号まで及び第九号から第十六号の六までに掲げるもの

三 第七条の四第一項第一号で準用する第七条の三第二項各号の検査項目のうち、前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げるもの

四 第七条の四第一項第二号イの

査を行う。

三 前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

四 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又は記録に

設備又は措置の
運転状況を監視
する措置

五 第七条の四第
一項第二号口の
設備又は措置の
異常時に警報を
発する措置

六 第七条の四第
一項第二号ハの
火災又はその他
緊急のときに速
やかに操作でき
る措置

七 第七条の四第
一項第二号ニの
目視により確認
できる措置

八 第七条の四第
一項第二号ホの
顧客に対し必要
な指示を行うた
めの措置

九 第七条の四第
一項第二号ヘの

より検査し、当該措置の機能を作
動試験又はその記録により検査す
る。

五 監視所に講じた異常時に警報を
発する措置の状況を目視又は記録
により検査し当該措置の機能を作
動試験又はその記録により検査す
る。

六 監視所に講じた火災又はその他
緊急のときに速やかに操作できる
措置の状況を目視又は記録により
検査し、当該措置の機能を作動試
験又はその記録により検査する。

七 監視所に講じた目視により確認
できる措置の状況を目視又は記録
により検査し、当該措置の機能作
動試験又はその記録により検査
する。

八 監視所に講じた顧客に対し必要
な指示を行うための措置の状況を
目視又は記録により検査し、当該
措置の機能を作動試験又はその記
録により検査する。

九 監視所に講じた必要に応じ付近
の住民に退避するよう警告するた

必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置

十 第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置

十一 第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示

十二 第七条の四第一項第五号のディスプレイの操作方法の表示

十三 第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置

十四 第七条の四

めの措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十 監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十一 ディスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

十二 ディスペンサーに講じたディスプレイの操作方法の表示の状況を目視により検査する。

十三 ディスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

十四 充填用のノズルに講じた容器

第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置

十五 第七条の四第一項第八号の充填用のノズルが外れない構造

十六 第七条の四第一項第九号の充填用のノズルの凍結しないための措置

十七 第七条の四第一項第十号の顧客による充填用のノズルの収納が確実に実行されるようにするための措置

十八 第七条の四第二項第一号で

と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十五 充填用のノズルに講じた容器に圧縮水素を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該構造の機能を実際使用して検査する。

十六 充填用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十七 ディスペンサーに講じた顧客による充填用のノズルの収納が確実に実行されるようにするための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十八 第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第二十

準用する第六條
第一項各号の檢
査項目のうち、
第一項第一号、
第六号から第十
四号まで、第十
六号から第二十
号まで、第二十
二号、第二十三
号、第二十五号
から第二十八号
まで、第三十三
号、第三十八号
及び第四十一号
に掲げるもの
十九 第七條の四
第二項第一号で
準用する第七條
の三第一項各号
の検査項目のう
ち、前項第一号
の二から第一号
の四まで、第十
六号の五及び第
十六号の六に掲
げるもの

号まで、第二十二号、第二十三号
、第二十五号から第二十八号まで
、第三十三号、第三十八号及び第
四十一号に掲げる完成検査の方法
により検査を行う。

十九 前項第一号の二から第一号の
四まで、第十六号の五及び第十六
号の六に掲げる完成検査の方法に
より検査を行う。

二十 第七条の四
第二項第一号で
準用する第七条
の三第二項各号
の検査項目のう
ち、前項第十七
号の三から第六
十三号までに掲
げるもの

二十一 第七条の
四第二項第一号
で準用する同条
第一項各号の検
査項目のうち、
第十号から第十
七号までに掲げ
るもの

二十二 第七条の
四第二項第二号
で準用する同条
第一項第二号の
検査項目のうち
、第七号から第
九号までに掲げ
るもの

二十三 第七条の

二十 前項第十七号の三から第六十
三号までに掲げる完成検査の方法
により検査を行う。

二十一 第十号から第十七号に掲げ
る完成検査の方法により検査を行
う。

二十二 第七号から第九号までに掲
げる完成検査の方法により検査を
行う。

二十三 監視所に講じた運転状況を

別表第三（第八十二条第二項第四号関係） 検査項目 1～2の3 [略] 3 製造設備が第七 条の三第一項の圧 縮水素スタンドで ある製造施設の場合	保安検査の方法 [略]	四第二項第二号 の設備又は措 置の運転状況を 監視する措置	四第二項第二号 の設備又は措 置の異常時に警 報を發する措置
		二十五 第七条の 四第二項第二号 ハの火災又はそ の他緊急のとき に速やかに操作 できる措置	二十五 監視所に講じた火災又はそ の他緊急のときに速やかに操作で きる措置の状況を目視又はその記 録により検査し、当該措置の機能 を作動試験又はその記録により検 査する。

別表第三（第八十二条第二項第四号関係） 検査項目 1～2の3 [略] 3 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合	保安検査の方法 [略]	四第二項第二号 の設備又は措 置の運転状況を 監視する措置	四第二項第二号 の設備又は措 置の異常時に警 報を發する措置
		二十五 第七条の 四第二項第二号 ハの火災又はそ の他緊急のとき に速やかに操作 できる措置	二十五 監視所に講じた火災又はそ の他緊急のときに速やかに操作で きる措置の状況を目視又はその記 録により検査し、当該措置の機能 を作動試験又はその記録により検 査する。

<p>合</p> <p>一 第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置(第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。)</p> <p>二 第七条の三第一項第十六号の同号口の設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁(第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。)</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p>
--	---------------------------

<p>一 第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置</p> <p>二 第七条の三第一項第十六号の同号口の設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p>
---	---------------------------

<p>五 第七条の三第 二項第三十四号</p>	<p>四 第七条の三第 二項第三十号の 液化水素昇圧ポ ンプ及び送ガス 蒸発器とデイス ペンサーとの間 の障壁等（第七 条の四第二項第 一号で準用する ものを含む。）</p>	<p>三 第七条の三第 一項第十八号の 液化水素昇圧ポ ンプに講じた爆 発、漏えい、損 傷等を防止する ための措置（第 七条の三第二項 第一号、第七条 の四第一項第一 号及び同条第二 項第一号で準用 するものを含む 。）</p>
<p>五 [略]</p>	<p>四 [略]</p>	<p>三 [略]</p>

<p>五 第七条の三第 二項第三十四号</p>	<p>四 第七条の三第 二項第三十号の 液化水素昇圧ポ ンプ及び送ガス 蒸発器とデイス ペンサーとの間 の障壁等</p>	<p>三 第七条の三第 一項第十八号の 液化水素昇圧ポ ンプに講じた爆 発、漏えい、損 傷等を防止する ための措置（第 七条の三第二項 第一号で準用す るものを含む。 ）</p>
<p>五 [略]</p>	<p>四 [略]</p>	<p>三 [略]</p>

の常用の圧力が
高い液化水素昇
圧ポンプに接続
される送ガス蒸
発器から常用の
圧力が低い蓄圧
器に圧縮水素が
流入することを
防止するための
措置（第七条の
四第二項第一号
で準用するもの
を含む。）

3の2 製造設備が
第七条の四第一項
の圧縮水素スタン
ドである製造施設
の場合

一 第七条の四第
一項第二号イの
設備又は措置の
運転状況を監視
する措置

二 第七条の四第
一項第二号ロの
設備又は措置の

一 監視所に講じた運転状況を監視
する措置の状況を目視又は記録に
より検査し、当該措置の機能を作
動試験又はその記録により検査す
る。

二 監視所に講じた異常時に警報を
発する措置の状況を目視又は記録
により検査し、当該措置の機能を

の常用の圧力が
高い液化水素昇
圧ポンプに接続
される送ガス蒸
発器から常用の
圧力が低い蓄圧
器に圧縮水素が
流入することを
防止するための
措置

〔新設〕

〔新設〕

異常時に警報を
発する措置

三 第七条の四第
一項第二号ハの
火災又はその他
緊急のときに速
やかに操作でき
る措置

四 第七条の四第
一項第二号ニの
目視により確認
できる措置（同
条第二項第二号
で準用するもの
を含む。）

五 第七条の四第
一項第二号ホの
顧客に対し必要
な指示を行うた
めの措置（同条
第二項第二号で
準用するものを
含む。）

六 第七条の四第
一項第二号ヘの
必要に応じ付近

作動試験又はその記録により検査
する。

三 監視所に講じた火災又はその他
緊急のときに速やかに操作できる
措置の状況を目視又は記録により
検査し、当該措置の機能を作動試
験又はその記録により検査する。

四 監視所に講じた目視により確認
できる措置の状況を目視又は記録
により検査し、当該措置の機能を
作動試験又はその記録により検査
する。

五 監視所に講じた顧客に対し必要
な指示を行うための措置の状況を
目視又は記録により検査し、当該
措置の機能を作動試験又はその記
録により検査する。

六 監視所に講じた必要に応じ付近
の住民に退避するよう警告するた
めの措置の状況を目視又は記録に

の住民に退避するよう警告するための措置(同条第二項第二号で準用するものを含む。)

七 第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置(同条第二項第一号で準用するものを含む。)

八 第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示(同条第二項第一号で準用するものを含む。)

九 第七条の四第一項第五号のディスプレイの操作方法の表示(同条第二項第

九より検査し当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する

七 監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

八 ディスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況及び維持管理状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

九 ディスペンサーに講じたディスプレイの操作方法の表示及び維持管理状況を目視により検査する

一 号で準用する
ものを含む。）

十 第七条の四第
一項第六号の人
体に蓄積された
静電気を除去す
る措置（同条第
二項第一号で準
用するものを含
む。）

十一 第七条の四
第一項第七号の
容器と適切に接
続されたことを
顧客が容易に確
認することがで
きる措置（同条
第二項第一号で
準用するものを
含む。）

十二 第七条の四
第一項第八号の
充填用のノズル
が外れない構造
（同条第二項第
一号で準用する

十 ディスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

十一 充填用のノズルに講じた容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができ、措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十二 充填用のノズルに講じた容器に圧縮水素を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視及び図面により検査し、当該構造の機能を作動試験又はその記録により検査する。

ものを含む。)

十三 第七条の四
第一項第九号の
充填用のノズル
の凍結しないた
めの措置(同条
第二項第一号で
準用するものを
含む。)

十四 第七条の四
第一項第十号の
顧客による充填
用のノズルの収
納が確実に行わ
れるようにする
ための措置(同
条第二項第一号
で準用するもの
を含む。)

十五 第七条の四
第二項第二号イ
の設備又は措置
の運転状況を監
視する措置

十六 第七条の四
第二項第二号ロ

十三 充填用のノズルの凍結しない
ための措置の状況を目視及び図面
又は記録により検査し、当該措置
の機能を実際に使用して検査する
9)

十四 ディスペンサーに講じた顧客
による充填用のノズルの収納が確
実に行われるようにするための措
置の状況及び維持管理状況を目視
及び図面又は記録により検査し、
当該措置の機能を作動試験又はそ
の記録により検査する。

十五 監視所に講じた運転状況を監
視する措置の状況を目視又はその
記録により検査し、当該措置の機
能を作動試験又はその記録により
検査する。

十六 監視所に講じた異常時に警報
を発する措置の状況を目視又は記

<p>の設備又は措置の異常時に警報を発する措置</p> <p>十七 第七条の四 第二項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作で きる措置</p> <p>3の3 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十七 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>3の2 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和二年八月七日から施行する。